

2026年4月24日

会員 各位

聖学院大学後援会

会長 古屋 博規

聖学院大学 後援会総会のご案内

拝啓 陽春の候、平素より聖学院大学、また同後援会のために、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の要項で「2026年度聖学院大学後援会総会」を開催致したく、ご多忙の折恐縮ではございますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

出欠のご連絡及びご都合でご出席いただけない場合の委任状につきましては、同封のハガキに記入いただき、5月11日(月)までに必ずご投函ください。

敬具

記

日 時：2026年5月16日（土）

午後3時20分～4時20分(保護者のための就職ガイダンス終了後)

会 場：4号館 4401教室

- 議 題：1. 2025年度事業報告承認の件
2. 2025年度決算報告・会計監査報告承認の件
3. 2026年度執行部役員承認の件
4. 2026年度事業計画案承認の件
5. 2026年度予算案承認の件
6. その他

※ 上記の各資料は聖学院大学HP (<https://www.seigakuin-univ.ac.jp/>) に4/27(月)以降に掲載されます。

なお、当日の資料は準備いたしますので、持参していただく必要はありません。

以上

二〇二六年度

聖学院大学後援会総会次第

- 一、開会祈祷
- 二、総会成立宣言
- 三、会長挨拶
- 四、議長選出
- 五、議事
 - (一) 二〇二五年度 事業報告承認
 - (二) 二〇二五年度 決算報告・会計監査報告承認
 - (三) 二〇二六年度 執行部役員承認
 - (四) 二〇二六年度 事業計画案承認
 - (五) 二〇二六年度 予算案承認
 - (六) その他
- 六、学長挨拶
- 七、閉会祈祷

聖学院大学後援会 2025年度事業報告

2025年

- 4月1日(火) 入学式、後援会会報第66号発行
- 5月14日(水) 春のキリスト教週間・キリスト教文化講演会
- 5月17日(土) 後援会総会、役員会、保護者のための就職ガイダンス
- 9月24日(水) 春学期卒業式・秋学期入学式
- 10月11日(土) ヴェリタス祭バザー値付け
- 10月23日(水) 秋のキリスト教週間・創立記念講演会
- 11月1日(土) ヴェリタス祭・後援会バザー、親子で考える就職ガイダンス
- 11月4日(火) 就職懇談会
- 11月19日(水) 聖書を学ぶ会・懇親会・クリスマスツリー点火祭
- 12月17日(水) クリスマス礼拝

2026年

- 3月21日(土) 卒業式、役員会

聖学院大学後援会 2026年度執行部役員

会 長 古 屋 博 規

副 会 長 越 前 美 恵 子

副 会 長 田 中 英 樹

聖学院大学後援会

2026年度事業計画（案）

本会は本会の目的達成のために、下記Ⅰの事業を行うことが望ましいと考えられる。
今年度については特に下記Ⅱの事業を行う。

Ⅰ. 後援会の事業計画

- 1) 大学のプロテスタント・キリスト教の理念を理解し、その達成に協力する。
- 2) 大学の教育及び学術研究の達成に必要な援助を行う。
- 3) 大学と協力して、学生の福利厚生に寄与する。
- 4) 大学の就職指導活動に協力する。
- 5) 大学同窓会等と協力し、諸活動を行う。
- 6) 会員同士の研修、親睦を図るため、各種行事を行う。
- 7) 本会の活動を会員に周知させるため会報を発行する。
- 8) その他必要な事業を行う。

Ⅱ. 2026年度事業計画

- 1) 総会、理事役員会を開催する。
- 2) 会員の突然の死亡等により修学が困難となった学生に対する援助(修学援助奨学金)を行う。また、修学援助奨学金特別会計から大学への寄付を通じて、学生の経済支援・学業奨励・災害被災などの援助を行う。
- 3) 会員の親睦を図るため、研修会・懇親会を行う。
- 4) 学生送迎バス運行を支援する。
- 5) 学生使用施設の整備を支援する。
- 6) 大学の教育、学術研究及び環境整備のため援助する。
- 7) 大学院の充実(奨学金等)のため援助する。
- 8) 学友会活動及び学生キャンパスライフのため援助する。
- 9) 図書館の充実のため援助する。
- 10) 入学及び卒業時事業に協力する。
- 11) 就職指導活動に協力(就職懇談会等)する。
- 12) 学園祭(ヴェリタス祭)等に参加する。
- 13) 後援会会報を年1回発行する。
- 14) 大学の東日本大震災の復興の支援を援助する。

2026年度 主な年間行事（案） ※主な大学行事も含む

2026年

- 4月1日(火) 入学式、後援会会報第67号発行
- 5月13日(水) 春のキリスト教週間・キリスト教音楽会
- 5月16日(土) 後援会総会、役員会、保護者のための就職ガイダンス
- 9月23日(水) 春学期卒業式・秋学期入学式
- 10月10日(土) ヴェリタス祭バザー値付け
- 10月14日(水) 秋のキリスト教週間・創立記念講演会
- 10月31日(土) ヴェリタス祭・後援会バザー、親子で考える就職ガイダンス
- 11月2日(火) 就職懇談会
- 11月25日(水) 聖書を学ぶ会・懇親会・クリスマスツリー点火祭
- 12月16日(水) クリスマス礼拝

2027年

- 3月20日(土) 卒業式、役員会

聖学院大学後援会会則

第1章 名称、事務所、目的及び事業

[名称]

第1条 本会を「聖学院大学後援会」と称する。

[事務所]

第2条 本会の事務所を聖学院大学（以下「大学」という）事務局内に置く。

[目的]

第3条 本会は大学の教育方針に基づく教育および学術研究の目的達成に寄与し、大学と家庭と相互に密接な連絡をとり、在学生の幸福を増進し、併せて会員の修養と交流を図ることを目的とする。

[事業]

第4条 本会の目的を達するため、会員の総意によって各種の事業を行う。

第2章 会 員

[会 員]

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

- 1) 大学の在学生の父母または保証人（父母会員）
- 2) 大学院に在学する学生（大学院会員）
- 3) 大学の卒業生の父母等で本会の趣旨に賛同する者（賛助会員）
- 4) 大学に在職する教職員（教職員会員）
- 5) その他大学の趣旨に賛同する個人、法人等（特別会員）

第3章 総会及び理事役員会

[理事役員会]

第6条 本会の会員に次の理事及び役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 書 記 若干名
- 4) 会 計 若干名（内、大学教職員より1名）
- 5) 委 員
- 6) 理 事

2 会長、副会長、書記、会計は役員より互選する。

3 会長は、本会を代表して大学学長と相談の上会務を総理し、総会および理事役員会の議長となる。会長に事故あるときは副会長が会長の職務を代行する。

4 理事は教職員会員、賛助会員より会長が委嘱する。

5 理事役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

[役員会の職務]

第7条 理事役員会は第4条に定める事業計画の立案、実施、決算、予算の作成、会費の徴収、諸帳簿の管理、事業報告のための会報の発行を行う。

2 会計監査2名は、役員以外より会長がこれを委嘱し、総会の承認を得るものとする。

[名誉会長、相談役及びASF総幹事]

第8条 本会に名誉会長、相談役およびASF総幹事をおく。

1) 名誉会長には聖学院大学元学長を推挙する。

2) 相談役は理事役員会の議を経て会長が委嘱する。

3) ASF総幹事には学校法人聖学院ASF総幹事を推挙する。

[総 会]

第9条 定期総会は、年度の始めに開催し、事業報告、事業計画の承認、決算、予算および理事役員会の承認を行う。

2 総会は会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

3 理事役員会が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。

第4章 会費及び会計

[入会金及び会費]

第10条 父母会員は学生の入学時に入会金 50,000 円を納入するものとする。ただし、外国人留学生を除く。

2 父母会員の会費は学生一人につき年額 24,000 円とする。

3 賛助会員の会費は会員一人につき年額 2,000 円とする。ただし、1 万円を一括納入したときの有効期間は 6 年間とする。また、賛助会員が役員あるいは理事に就任した場合、その在任期間の会費は年額 5,000 円とする。

4 大学院会員、教職員会員及びその他個人、法人等特別会員の会費については別に定める。

[会計]

第11条 会計はそれに関する事務を大学事務局に委嘱することができる。

[会計年度]

第12条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第5章 雑則

[慶弔見舞規程]

第13条 慶弔見舞規程については別に定める。

[会則変更]

第14条 本会則の変更は、総会の議決によって行う。

[附 則]

1. 本会則は、1994年4月2日から施行する。

ただし、入会金及び会費については第10条の規定に関わらず1995年度より適用する。

2. 本会則制定により「聖学院大学聖信会会則」は廃止する。

[附 則]

本会則の一部改正は、1995年4月3日から施行する。

[附 則]

本会則の一部改正は、1996年4月2日から施行する。

[附 則]

本会則の一部改正は、2005年4月1日から施行する。

[附 則]

本会則の一部改正は、2010年4月1日から施行する。

[附 則]

本会則の一部改正は、2016年5月14日から施行し、2016年4月1日から適用する。

慶弔見舞規程

I. 慶 事

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 教職員の結婚 | 10,000 円 |
| 2. 教職員の表彰その他（出産等） | 10,000 円 |

II. 弔 事

A. 会員の場合

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 本人の死亡 | 20,000 円 |
| 2. 配偶者の死亡 | 20,000 円 |

B. 学生の場合

- | | |
|----------|----------|
| 1. 本人の死亡 | 20,000 円 |
|----------|----------|

III. 見 舞

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 教職員の病気欠勤（15日以上欠勤した場合） | 10,000 円 |
| 2. 教職員の火災その他被害 | 10,000 円 |

IV. その他

上記の他は、役員会において考慮する。